

《講演録》『古事記』と国家の形成

谷口 雅博

『古事記』と国家の形成

今回のシンポジウムは、『古事記』が描く時代、そして『古事記』が生み出された時代の、日本、及び海外の社会情勢を、「国家の形成」をキーワードとして、歴史学・考古学の分野を中心に様々な論じて貰うというものである。それに先立ち、文学研究の立場から、「『古事記』と国家の形成」ということで少々考えてみたい。

「『古事記』と国家の形成」といった場合、二通り考えることが出来る。ひとつは、『古事記』が描く国家の形成であり、もうひとつは、『古事記』による国家の形成である。以下、まず『古事記』序文を確認していききたい。

「臣安万侶言す」ではじまる『古事記』序文は、天地のはじまりから神話の展開を極めてコンパクトに説明していき、天孫降臨↓神武東征と続いて後、崇神天皇、仁徳天皇、成務天皇、允恭天皇の事績を記していく。⁽¹⁾

是を以て、⁽²⁾ 番仁岐命、初めて高千嶺に降りまし（『天孫降臨』）、神倭天皇、秋津嶋に経歴ましき。熊と化れるもの爪を出だして、天の剣高倉に獲たまひき。尾生ひたるひと径を遮へて大き烏吉野に導きまつりき。儻を列ねて賊を攘ひたまひ、歌を聞きて仇を伏せたまひき（『神武天皇東征』）。即ち、夢に覚りて神・祇を敬ひたまひ、⁽³⁾ 所以に賢しき后と称へたり（『崇神天皇祭祀』／ヤマト神祭祀権掌握・人民掌握）。烟を望みて黎二元を撫でたまひ、

今に聖の帝と伝へたり（Ⅱ仁徳天皇仁政／人民掌握）。境を定め邦を開きて、近淡海に制めたまひき（Ⅱ成務天皇の事績／国境制定）。姓を正し氏を撰ひて、遠飛鳥に勅めたまひき（Ⅱ允恭天皇の事績／氏姓制度の整備）。

日向からヤマトに入って初代天皇として即位する神武天皇、次にヤマトの神である大物主神を祭祀し、税制を定めることで国家平安をもたらし、「初国を知らず御真木天皇」（崇神記）とその御世を称えられた崇神天皇、続いて税の徴収を3年間免除し、「聖帝の世」（仁徳記）と称えられた仁徳天皇の記述が続く。以上の天皇は、『古事記』本文においても多くの物語が記載されている。一方、続いて記される成務天皇や允恭天皇については、『古事記』本文において特に物語が記される存在ではない。物語を多くもつ存在と言え、他には、神話では大国主神がおり、天皇代においては中巻景行記の倭建命、そして下巻の雄略天皇がいるが、これらの存在は、序文で触れられることはない。成務天皇、允恭天皇が序文に記されるのは、物語は持たないものの、国境を制定した時代、氏姓制度が整えられた時代ということ、まさに行政的に国家の体制が整えられていく過程に関わるからであるとの指摘がなされているが、その意味では先の神武・崇神・仁徳の各天皇も共通しているわけなので、『古事記』の序文は一貫して国家制度が整備されていく過程を中心に描かれているということが言える。そうした時代を経て、やがて壬申の乱を想起させる記述の後、即位した天武天皇によって、『古事記』成立にむけて発せられた詔が記される。

「朕聞く、諸の家の齎てる帝紀と本辞と、既に正実に違ひ、多く虚偽を加へたり。今の時に当りて其の失を改めずは、幾ばくの年も経ずして其の旨滅びなむと欲。斯れ乃ち、邦家の経緯にして、王化の鴻基なり。故惟みれば、帝紀を撰ひ録し、旧辞を討ね竅め、偽を削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ」とのりたまひき。

ここに見える「邦家の経緯、王化の鴻基」（国家組織の根本、天皇の政治の基礎）は『古事記』の本質（目的・役割）を示す言葉であるとされるが、だとするならば、ここに『古事記』による国家の形成という意図を読み取ることが出来るであろう。『古事記』成立の時代は、『日本書紀』も併せた歴史書の編纂、各国への、地誌「風土記」作成の命令発布、法律（飛鳥浄御原令）の制定、貨幣（富本銭）の作成など、様々に国内政治の整備を進めようとしていた時期なので、『古事記』も、その実際の成果はともかくとして、国家の形成に寄与すべく編纂された書物であるということが序文から読み取れるのである。

次に、『古事記』本文から、『古事記』が描く国家の形成について見ていきたい。神話も含め、どの天皇の時代も、それぞれに国家の形成に関わりを持つことには違いないのだが、ポイントとなる時代をどのような認識で描いているのかを考えてみると、まず言うまでもなく初代天皇神武の東征、ヤマト入り、即位がある。神武東征の終わりには、次のように天皇による天下統治のはじまりが描かれている。

故、如此荒ぶる神等を言向け平げ和し、伏はぬ人等を退け撥ひて、畝火の白檮原宮に坐して、天の下を治めき。
（神武記）

その後、第十代崇神天皇は大物主神祭祀によっていわば天皇を中心とする国家祭祀の体制を確立し、税制を開始して先述の通り初国知らず天皇と称えられる。

爾くして、天の下太きに平ぎ、人民富み栄えき。是に、初めて男の弓端の調・女の手末の調を貢らしめき。
故、其の御世を称へて、初国を知らず御真木天皇と謂ふぞ。
（崇神記）

祭祀と税制確立の記事は、神—天皇—人民の関係が確立したことを示していると言える。後に仁徳天皇が「聖帝」

と称えられるのも、やはり税制と関わっているので、崇神朝―仁徳朝は、人民との関わりをテーマとして称えられる天皇という位置づけを持っている。崇神朝の大物主神祭祀は、もともと疫病によって人民が尽きようとしたところを、祭祀によって疫病を鎮め、天下太平・国家安泰をもたらしたものであった。

一方で、英雄とされる倭建命や、雄略天皇はどういう位置を担うのか。武力平定という面では、神武の東征以降では、崇神記に東方十二道等への將軍の派遣が記されているが、ヤマトの東西の平定は、崇神天皇の二代後、景行天皇の時代、皇子の倭建命によって果たされている。また、景行朝は、記述の面において、イザナキ・イザナミの国生み神話と繋がる要素が多いということが説かれている。⁽⁴⁾イザナキ・イザナミによって生み出された国土が、この景行天皇の時代に隈無く天皇の天下支配の範疇に収まったことを示すものかも知れない。そしてその天皇支配の確立が確かなものとして描写されるのが、雄略記であると見られる。

『古事記』と国家の形成

纏向の 日代の宮は 朝日の 日照る宮 夕日の 日光る宮 竹の根の 根足る宮 木の根の 根延ふ宮
 八百土よし い杵築きの宮 真木栄く 檜の御門 新嘗屋に 生ひ立てる 百足る 槻が枝は 上つ枝は
 天を覆へり 中つ枝は 東を覆へり 下枝は 鄙を覆へり 上つ枝の 枝の末葉は 中つ枝に 落ち触らばへ
 中つ枝の 枝の末葉は 下つ枝に 落ち触らばへ 下枝の 枝の末葉は 在り衣の 三重の子が 捧がせる
 瑞玉盞に 浮きし脂 落ちなづさひ 水こをろこをろに 是しも あやに畏し 高光る 日の御子 事の
 語り言も 是をば

(雄略記99番歌)

この歌は、「天語歌」と称される歌だが、ある時、宴の席で采女が雄略天皇に杯を差し上げたところ、そこに槻の葉が浮かんでいた。それを見た天皇が怒って采女の首を斬ろうとしたが、采女は天皇讚美の歌をうたって許される、

そういう場面の歌である。この歌は、「纏向の日代宮」という、景行天皇の宮の描写から歌い出されている。そのため、物語と歌とが合っていないといわれたりもするが、そうではなく、歌に見られる、「天・東・鄙」という支配領域を確立した時代の天皇が景行天皇の時代であり、それを雄略天皇と重ね合わせることで天皇家を讃美しているものと理解される。⁽⁶⁾ 景行朝において西東の征討を果たした倭建命と雄略天皇との関連性についてはしばしば説かれるところであるが、『古事記』の記述を見る限り両者を重ね合わせようとする意図が窺える。その倭建命の活躍した景行朝は、国生み神話と関連付けられていると述べたが、この歌の中でも、「浮きし脂落ちなづさひ水こをろこをろに」という、国生み神話の始まりの場面を思わせる言葉が見られる。一方で仁徳天皇も、

押し照るや 難波の崎よ 出で立ちて 我が国見れば 淡島 淤能碁呂島 檳榔の 島も見ゆ 離つ島見ゆ

(仁徳記53番歌)

というように「淡島」「淤能碁呂島」を歌っていたが、これも国生み神話Ⅱ始原の時を歌う天皇の姿を示している。⁽⁶⁾ 倭建命・仁徳天皇・雄略天皇は、「高光る日の御子」「やすみしし我が大君」と歌われる存在であることでも共通している。『古事記』の認識として、国生み神話から倭建命の東征(東支配)、仁徳天皇の時代を経て、雄略天皇の時代に歌をもって、その天下支配の確立を描いているということが言えると思われる。

支配の確立をなぜ歌によって示すのか、ということについて、最後に少し触れておきたい。『古事記』序文は漢籍の「進五経正義表」を下敷きにしているということは良くいわれるが、序文の中の「邦家の経緯、王化の鴻基」は、その「進五経正義表」を仲介として、毛詩(詩経)序の表現を取り込んだものだと指摘される。⁽⁷⁾ 大雑把な言い方になるが、詩を収集し記載する作業が「王化の基」であるとする毛詩序の理念を『古事記』序文の「邦家の経緯、王化の

なく、歌によって天皇の徳化・王化を果たしていこうとする理念が根本にあった可能性がある。『古事記』が多くの歌を載せている理由は（しかも大国主神、神武東征、倭建命の東征、仁徳天皇の物語、雄略天皇の物語が多く歌によって彩られているのは）、『古事記』が歌による天皇統治の浸透ということを意識して作られた書であったからではないかと考えられ、だとするならば雄略朝における天皇讚美、天下統治の様が歌によって示されるのも、その一貫であったと思われる次第である。天武天皇の次の、持統天皇の時代に、天皇讚美の歌等を多くうたった柿本人麻呂の存在も、歌の重要性を示すものと言えよう。

文学研究の立場から、『古事記』が国家の形成にどのように関わるものであるのか、若干の考察を試みた。以下、今回のシンポジウムの報告論考は、『古事記』及び世界の神話に記載された神話や物語について、歴史学・考古学の研究分野から論じられた、大変興味深いものとなっている。

註

- (1) 『古事記』訓読文の引用は、小学館新編日本古典文学全集（山口佳紀・神野志隆光校注訳、一九九七年六月）による。
- (2) 太田善磨『古代日本文学思潮論（Ⅱ）―古事記の考察―』（一九七一年九月、桜楓社）、西條勉「偽書説後の上表文―成立の根底にむけて―」（『古事記研究大系1古事記の成立』高科書店、一九九七年三月）などの指摘による。
- (3) 谷口「神武天皇と崇神天皇」参照（『古事記の表現と文脈』おうふう、二〇〇八年十一月。初出は二〇〇六年一月）。

- (4) 萩原千鶴「大八嶋国生み神話の〈景行朝志向〉」(『日本古代の神話と文学』塙書房、一九九八年一月。初出は一九七七年三月)。
- (5) 注1前掲書、350ページ頭注に、「景行天皇の治世には、倭建命によって大八島国の平定が果たされた。今、その「日代の宮」から歌い出し、「長谷の百枝楓」と重ねることによって、雄略天皇の治世が、景行天皇の実現した世界を受け継ぎ、それを充足するものであることを歌おうとする」と説く。
- (6) 谷口「仁徳記53番歌と国生み神話」『悠久』146号、二〇一六年八月。
- (7) 瀬間正之「記序は何故「進五経正義表」に依拠したのか」(『記紀の表記と文字表現』二〇一五年二月、おうふう。初出は二〇〇九年三月)。